

“素形材技術研修講座”を受講される場合に 利用できる可能性がある助成制度のご案内



助成制度を上手に活用しましょう。

所定の要件を満たせば、所定の手続で**キャリア形成促進助成**、**キャリアアップ助成金**や**雇用調整助成金**が使えます。
但し、事前に必要な手続きがありますので、担当機関に相談されることをお勧めします。

都道府県労働局やハローワークへの**事前届出**が必要です。
なお助成金を共に申請することはできません。

ここでは制度の概要を紹介し
ます。詳細は担当機関のホ
ムページ等でご確認ください



キャリア形成促進助成金(一般型訓練)

本助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等を段階的かつ体系的に実施する事業主等に対して助成する制度です。

詳細は、厚生労働省のHPをご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

問合せ・申請先：各都道府県労働局

■主な受給要件

- ・「事業内職業能力開発計画」「年間職業能力開発計画」の策定と、「職業能力開発推進者」を選任していること
- ・「訓練実施計画届」、「年間職業能力開発計画」や訓練カリキュラムなど必要な書類を都道府県労働局に提出していること
- ・Off-JTにより実施される訓練であること(事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練)
- ・助成対象訓練時間が20時間以上であること

■対象者：雇用保険の被保険者

■支給額

- ・経費助成：訓練実施に要した経費の1/3
- ・賃金助成：400円/1人1時間

【試算例】

想定 研修：受講料77,760円の4日間の講座

- ① 経費助成： $77,760 \text{円} \times 1/3 = 25,920 \text{円}$
- ② 賃金助成： $6 \text{時間} \times 4 \text{日} \times 400 \text{円} = 9,600 \text{円}$

助成額 35,520円



キャリアアップ助成金(人材育成コース)

本助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に対して職業能力開発を通じたキャリアアップを目的として職業訓練を行う事業主に対して助成する制度です。

詳細は、厚生労働省のHPをご覧ください

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

問合せ・申請先：各都道府県労働局又はハローワーク

■主な受給要件

- ・事業主が「キャリアアップ管理者」の配置と、「キャリアアップ計画」を作成し、管轄の労働局長の認定を受けていること
- ・事業主が「職業訓練計画」を作成し、管轄の労働局長の認定を受けていること
- ・「職業訓練計画」は次の(1)~(3)の要件に該当していること
 - (1)[1] Off-JTのみの訓練または、[2] Off-JTとOJTを組み合わせた訓練
 - (2) Off-JTのみの訓練の場合、訓練時間が20時間以上の訓練であること
 - (3) Off-JTとOJTを組み合わせた訓練の場合、以下の[1]~[4]のすべてを満たしていること
 - [1] 実施期間3か月以上6か月以下の訓練であること
 - [2] 総訓練時間数が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
 - [3] 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること
 - [4] 訓練修了後にジョブ・カード様式4(評価シート)により職業能力の評価を実施すること

■支給額

- Off-JT ・経費助成：訓練時間数が100時間未満 7万円(10万円)/1人
訓練時間数が100時間以上200時間未満 15万円(20万円)/1人
訓練時間数が100時間以上 20万円(30万円)/1人
※実費が上記を下回る場合は実費を限度とする。
- ・賃金助成：500円(800円)/1人1時間

- OJT ・訓練実施助成：700円(700円)/1人1時間

注 () 内は中小企業事業主の場合





雇用調整助成金



景気の変動など経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に**休業、教育訓練**又は**出向**をさせた場合に、これらに係る手当若しくは賃金等の一部が助成されます。(ここでは、休業、教育訓練に係る内容のみ掲載します)

詳細は厚生労働省HPを参照してください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

	大 企 業	中 小 企 業
支給要件	最近3ヶ月間の売上高又は生産量等が前年同期比で10%以上減少していること	
	最近3ヶ月間の従業員数(派遣を含む)が前年同期に比べて、5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。	最近3ヶ月間の従業員数(派遣を含む)が前年同期に比べて、10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。
	全一日の休業または事業所の従業員全員に1時間以上行われる休業	
支給額	◆休業手当相当額の 1/2	◆休業手当相当額の 2/3
	上限額：7,830円	
	支給限度日数：3年間で150日(最初の1年間で100日分まで)	
	教育訓練を実施した場合の加算額：1人1日1,200円	

教育訓練とは、職業に関する技能、知識又は技術を習得または向上させることを目的とする教育、訓練、及び講習等で、所定労働日の所定労働時間内に実施されるものです。

就業規則等に基づいて通常行われる教育訓練、法令で義務付けられているもの等は含みません。

教育訓練に係る支給は休業とセットです。(教育訓練だけでは支給されません)

【試算例】

想定：素形材技術研修講座「鋳鉄の生産技術」(4日間)を受講した場合

例えば素形材技術研修講座「鋳鉄の生産技術」(4日間)を受講した場合、休業に係る助成金に、さらに以下の支給額が加算されます。

$$(\text{休業に係る助成金 } 000\text{円}) + (1,200\text{円} \times 4\text{日間} = \boxed{4,800\text{円}})$$

